

（日本学生支援機構奨学金）

令和7年台風第12号に伴う災害に係る災害救助法適用地域の世帯の学生等に対する奨学金について

日本学生支援機構給付奨学金家計急変、貸与奨学金緊急採用・応急採用を下記のとおり受け付けていますので、奨学金を希望する学生は申請を行ってください。

記

1 災害救助法適用日：災害救助法の適用地域

「災害救助法適用地域」ホームページからご確認ください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/chiiki/genzai.html>

2 対象学生

適用地域で災害に遭われた世帯の学生。

災害救助法の適用を受けない近隣の地域で、同等の災害に遭われた世帯の学生並びに同地域に勤務し勤務先が被災した世帯の学生についても、適用地域に準じて取り扱う。

3 給付奨学金 家計急変採用（学群生対象）

【家計急変の事由】

D：生計維持者が震災、火災、風水害等に被災した場合であって次のいずれかに該当

①家計急変事由のA～C（給付奨学金家計急変の募集要項を参照）のいずれかに該当

②被災により、生計維持者の一方（又は両方）が生死不明、行方不明、就労困難など世帯収入を大きく減少させる事由が発生

【証明書類】

罹災証明書、大学ホームページに掲載されている申請書類

【掲載欄】

筑波大学ホームページ

URL：<https://www.tsukuba.ac.jp/campuslife/support-scholarship/jasso/>

日本学生支援機構奨学金ホームページ

URL：https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/kakei_kyuhen/index.html

4 貸与奨学金 緊急採用・応急採用（学群生・大学院生対象）

【貸与始期・終期】

(1) 緊急採用（第一種奨学金）

〔始期〕 2025年8月以降で申込者が希望する月

〔終期〕 2026年3月（被災により奨学金貸与の必要であると認められる場合には、1年ごとに「緊急採用奨学金継続願」を提出することにより修業年限の終了月まで延長可能）

(2) 応急採用（第二種奨学金）

〔始期〕 2025年4月以降で申込者が希望する月

〔終期〕 修業年限の終了月

【提出書類】

以下の日本学生支援機構において配布している奨学金案内を参照のこと。

各種提出書類に加えて、被災証明書が必要となります。被災証明書が取得できない場合には、学生生活課に相談してください。

【掲載欄】

日本学生支援機構奨学金ホームページ

URL : https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/kinkyu_okyu/index.html

5 JASSO災害支援金

学生又はその生計維持者が居住する住宅に床上浸水・半壊以上等の被害を受けた方、また自治体からの避難勧告等が1か月以上続いた方からの「JASSO災害支援金」の申請を受け付けています。（詳細は機構のホームページを参照）

URL : <https://www.jasso.go.jp/kihukin/shienkin/index.html>

6 申込先・提出先

各支援室等学生支援・教務，理療科教員養成施設係

※ つくばスカラシップ緊急支援奨学金、茗溪・学都教育助成基金、授業料免除の申請については別途ご相談ください。

令和7年9月8日

学 生 部 学 生 生 活 課

経済支援に関する情報は、本学ホームページ（“筑波大学奨学制度”で検索）

<https://www.tsukuba.ac.jp/campuslife/support-scholarship/> をご確認ください。